

歯周病検診受診券作成等業務委託仕様書

この仕様書は、健康増進事業で対象者に発送する歯周病検診受診券の作成等の業務委託に関するもので、委託する内容は次のとおりとする。

1 業務の概要等

歯周病検診受診券について、本仕様書に基づき、発注者が受注者に提供する電子記録媒体により作成し、受診券の印刷、圧着、引抜き、郵便番号順での振分け、完成品の運搬・納入等を業務委託するものである。

以下に、業務の概要と作業区分を示す。

業務の概要	作業区分		
	発注者	受注者	
1 印刷データの作成	○	—	
2 データの電子記録媒体による提供	○	—	
3 帳票作成	(1) 用紙の調達	—	○
	(2) 印刷様式的设计	○	○
	(3) 歯周病検診受診券の作成	—	○
	(4) 印刷するシステム開発	—	○
4 帳票へのデータ印刷	(1) 歯周病検診受診券のデータ印刷	—	○
	(2) 印刷物の内容のチェック作業	—	○
5 受診券圧着	—	○	
6 引抜き作業	○	○	
7 運搬・納入	(1) 完成品のチェック作業	○	○
	(2) 完成品の運搬・納入	—	○
8 発送	○	○	

2 帳票等の種類及び印刷予定数

歯周病検診受診券データ印刷 24,300件（予備含む）

3 納入期限等

- (1) データ提供日 令和8年6月 1日（月）（予定）
(2) 納入期限 令和8年6月26日（金）

4 納入の方法・場所

発注者が指定した区分の郵便局ごとの郵便番号別に区分けし、指定された場所に運搬、納入する。

5 業務仕様等

(1) 歯周病検診受診券

項目等	仕様等
紙質	圧着式6面タイプ はがき様式 上質紙 N I P 70 kg
規格	縦5.5インチ 横13インチ
裏面印刷	有（両面印刷）
刷色	4色
イラスト	有（書きおこし）2点
二次元コード	有（2か所）
校正	3回

※受診券には、対象年齢、郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード、通し番号、受診券番号（市管理番号8桁＋生年月日6桁）、性別（男1、女2）を印字（市管理番号と生年月日の間は1マスあけて、対象年齢を受診券番号の上に印字する。）

- ・本仕様書に定めのないものについては発注者、受注者協議の上決定する。
- ・カスタマーバーコードの品質に関しては、鹿児島東郵便局に事前の品質検査を受け、適正な品質を確保すること（はがきを圧着した状態で、適正に読み取ることが可能であるかの検査を受けること。）。また、検査結果については保健予防課に報告すること。

(2) 提供する電子記録媒体の仕様

項目等	仕様等
媒体の形状	CD-RW
フォーマット形式	Windowsフォーマット
データレイアウト	可変長（CSV）
文字コード	Unicode（UTF-8）

(3) 帳票へのデータ印刷についての仕様

- ・利用者定義文字の印刷について
あり：利用者定義文字パターンについては発注者から受注者へ電磁記録媒体により提供する。
- ・印刷の順番について

印刷の順番は郵便番号（区内特別、料金後納の仕分け有）別の町名地番順とし、通し番号を印字する。

※個人情報の取り扱いに留意し、異なる対象者の情報が印刷されないように十分配慮すること。

- ・カスタマーバーコード印刷について

受注者は郵便番号、漢字の住所情報から生成するものとする。

データ印刷後、出力枚数を記したデータを提出すること。

受診券は切り取れるようにミシン目を入れること。

(4) 歯周病検診受診券等の管理及び納入

受注者は、受診券等の管理を十分に行うこと。データ印刷後に不具合の発生した受診券は名簿を作成し、全て発注者に納入し報告する。

- ・引き抜き作業について

受注者は、発注者が提供する引き抜きリストに該当する者の受診券を引き抜き、引き抜いた受診券は納品すること。

- ・納入、運搬について

受注者は受診券を郵便局ごとに箱詰めし、指定の納入場所へ納入する。なお、納入に際しては、リストと照合すること。歯周病検診受診券の残数分については、令和8年6月30日（火）までに発注者に納入すること。

(5) 検証試験の実施

- ・受診券へのデータ印刷

受注者は、発注者の提供するサンプルデータの電子記録媒体の内容に従い、受診券へのデータ印刷を行う。具体的な検証方法については、双方協議のうえ、決定すること。

(6) 完了報告書の提出

受注者は全ての業務が終了した後、発注者に委託業務完了報告書を提出すること。

(7) その他特記事項

- ・本業務の開始に当たっては、業務が整然かつ速やかに進行するように万全の体制を整え実施すること。
- ・発注者は、受注者に対し立入検査を行い、委託業務の処理に関して指示を与えることができる。
- ・受注者は、本業務で作成する受診券等について、破損など、事故のないよう適正に管理すること。万一、事故が生じたときは直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により報告し、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、バーコードリーダー読み取り部分を汚したり曲げたりしないよう、十分な注意を払って作業を実施すること。
- ・提供された電子記録媒体については、業務完了後直ちに発注者に返却すること。
- ・受注者は、データ等に含まれている個人情報の保護と管理には細心の注意を払い、外部に情報が漏れることのないよう万全の体制をとること。
- ・受注者は、発注者の提供する電子記録媒体の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- ・受注者は、発注者の提供する電子記録媒体及び電子記録媒体により作成した成果品の全部又は一部を許可なく第三者に提供してはならない。
- ・受注者は、本業務の契約締結後直ちに、作業の準備行為を発注者の指示にしたがって開始するものとする。この結果不都合が生じた場合には、速やかに改善の処置をとること。
- ・受注者は契約締結時、発注者が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを発注者へ提出すること。また、満たされない項目がある場合は、満たすための努力を行うこと。
- ・この仕様に定めのないことは双方協議のうえ、決定すること。